

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標



I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

○柳井市（以下、当市という）のハザードマップによると大島商工会（以下、当会という）の管内エリアでは被害が想定されていない。

(土砂災害：ハザードマップ)

○当市のハザードマップによると、当会管轄エリアにおいて、当会事務所や JR 大島駅のある**神代地区**は、がけ崩れや地すべりが生じる恐れのある箇所が点在しており、当会事務所も地すべりの影響を受ける可能性がある。

旧商店街や市役所の出張所がある**大島地区**は、がけ崩れが生じる恐れのある箇所がいくつかあるほか、山間部の大久保集落では地すべりが生じる恐れがある。

遠崎地区は、がけ崩れや地すべりが生じる恐れのある箇所がいくつかあり、地すべり警戒区域の一つは国道 188 号線や JR を遮断する可能性がある。

(地震：J-SHIS・ゆれやすさマップ等)

- 地震ハザードステーション (J-SHIS) の防災地図によると、当会事務所が立地する場所では今後 30 年間に震度 5 弱以上の揺れに見舞われる確率は 89.6%、震度 5 強以上が 67.1%、震度 6 弱以上が 27.0%とされている。また、当市のゆれやすさマップによると、発生した場合に影響が大きいと推測される各地震のゆれやすさは以下のとおり。

- 大竹断層地震 ……管内全域で震度 5 強、遠崎地区の一部で震度 6 弱
- 安芸灘～伊予灘地震 ……管内全域で震度 5 強、神代地区・遠崎地区の一部で震度 6 弱
- 中央構造線断層帯 ……管内全域で震度 5 強
- 東南海・南海地震 ……管内全域で震度 4

参考 南海トラフ巨大地震発生想定時の柳井市における最大震度／6 強

※第 7 回山口県地震・津波防災対策検討委員会 (令和 8 年 2 月時点) より

(高潮：ハザードマップ)

- 当市のハザードマップによると、**神代地区**の海岸部では 3.0m 未満、**大島地区・遠崎地区**の海岸部では 2.0m 未満の浸水が予想されており、いずれの地区も商工業者が密集するゾーンが該当している。

(津波：ハザードマップ等)

- 当市のハザードマップによると、**神代地区・大島地区・遠崎地区**すべての区域の海岸部において一部で 0.01m 以上 4.0m 未満の浸水が起き、商工業者が密集するゾーンでは概ね 0.3m 以上 2.0m 未満の浸水が予想されている。なお、当会事務所は 0.3m 未満の浸水が起こる可能性がある。

参考 南海トラフ巨大地震発生想定時の柳井市における最高津波水位・津波到達時間 (柳井港)

・最高津波水位 (満潮時) / T.P. 3.6m (うち津波波高 2.1m)

・最高津波水位到達時間 / 176 分

※第 7 回山口県地震・津波防災対策検討委員会 (令和 8 年 2 月時点) より

(感染症)

- 新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

- 山口県が公表している「山口県の主な災害 (昭和 20 年以降)」等によると、当市 (旧大島町を含む) の状況が「主な被災地域」や「降雨量が多かった地域」等として公表された気象災害は以下のとおり。

発生時期	災害原因	当市の状況	県内被害総額 (千円)
S36. 7. 4～5	豪雨 (梅雨前線)	主な被災地域として指定	200, 409
S54. 6. 26～7. 2	豪雨 (集中豪雨)	総降水量 532 mm	23, 663, 958
H13. 3. 24	芸予地震	震度 5 強	773, 085
H16. 6. 24～27	豪雨 (集中豪雨)	総降水量 329 mm	620, 520
H17. 3. 20	福岡県西方沖地震	震度 4	12, 338
H17. 7. 1～4	豪雨 (集中豪雨)	総降水量 446 mm	2, 380, 296
H26. 3. 14	伊予灘地震	震度 5 弱	41, 906
H30. 7. 5～9	豪雨 (集中豪雨)	総降水量 381 mm (黒杭川ダム)	22, 181, 370
R4. 1. 22	日向灘地震	震度 3	0

※水害については、総降水量 300mm 以上を抜粋

(2) 商工業者の状況 (令和7年度/商工会独自調べ)

- ・商工業者等数 115人
- ・小規模事業者数 111人
(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は1人)

【内訳1】業種別商工業者数および小規模事業者数

業種	商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化 に取り組んでいる者)	備考 (会員事業所の立地状況等)	
商 工 業 者	建設業	32	31 (0)	地域内に広く分散
	製造業	9	8 (1)	ほとんどが海岸部
	卸・小売業	21	20 (0)	海岸部各地に密集ゾーンが点在
	飲食業・宿泊	11	11 (0)	ほとんどが海岸部
	サービス業	38	37 (0)	地域内に広く分散
	その他	4	4 (0)	地域内に広く分散
合計	115	111 (1)		

【内訳2】地区別小規模事業者数

地区	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に取り組んでいる者)
神代地区	69 (0)
大島地区	26 (1)
遠崎地区	16 (0)
合計	111 (1)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・柳井市地域防災計画、柳井市業務継続計画、柳井市災害時受援計画、柳井市津波避難計画の策定
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄
- ・柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成26年6月策定)
- ・民間企業との災害時応援協定の締結

2) 当会の取組

- ・管内小規模事業者に対しBCPに関する国の施策等を周知
- ・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・管内小規模事業者に対し事業者BCPの策定に係る指導 . . . 1者
- ・小規模事業者による事業継続力強化計画策定数 . . . 1者
- ・事業継続力強化計画策定後のフォローアップ . . . 1者
- ・事業継続力強化に関するセミナー . . . 1回 (令和5年)
- ・防災訓練の実施 . . . 年2回
- ・自然災害リスクや感染症等リスクについて会報等で周知 . . . 年1回
- ・柳井市が実施する防災訓練への参加及び協力 . . . 年2回

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

事業継続力強化支援計画の策定から5年が経過し、当会では会報やセミナー等を通じて、事業継続力強化に関する情報発信に努めてきた。また、保険・共済に関する助言についても、経営指導員が必要な研修等を通じて知識の習得を図るとともに、必要に応じて山口県火災共済協同組合等の専門機関と連携した支援が可能となる体制の構築に取り組んできた。

しかしながら、現状において地域内小規模事業者の災害リスク対策に対する関心は十分とは言えず、事業継続力強化計画を策定している事業者も限定的である。今後は、経営における災害リスクへの認知度向上が最大の課題であり、支援機関として、より一層の情報発信および啓発活動を行っていく必要がある。

また、感染症対策においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に、「業種別ガイドライン」等を活用し、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないためのルール作り、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、さらにはリスクファイナンス対策として保険加入の必要性について周知を行ってきた。

しかし、事前の対策が十分でなかった事業者が多く見受けられたことから、今後は平時から事業所内における感染症対応ルールの整備を促進していく必要がある。

【対策】

- 会員事業所へアンケート調査を実施し、取組状況及びニーズの把握に努める。
- 会報やホームページ等を活用した定期的な情報発信を行う。
- 自然災害や感染症等による経営リスクをテーマとしたセミナーを開催する。
- 「山口県火災共済協同組合」等の専門機関と連携した個別相談会を実施する。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ▶定量目標：感染症対策の啓蒙活動として、内容を盛り込んだ会報または関連パンフレット等を年1回配布する。
- ・事業者BCP・事業継続力強化計画の作成を支援する。
 - ▶定量目標：本事業期間中、延べ5件（年1件）の事業者BCP・事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ・当会職員は不測の事態に備え、平時から各種リスクに関する知識を習得し、かつ防災および発災時におけるノウハウ・スキルを身に付けておく。
 - ▶定量目標：年1回、防災に関する訓練や教育を受ける。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握

- 柳井市等と連携し、管轄内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取り組み状況を把握する。
- 管轄内小規模事業者に対し窓口・巡回等で事業継続力強化への取組状況を調査・把握する。

2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- 巡回経営指導時に、当市が作成したハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 商工会会報やホームページにて国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等について周知を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP・事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 必要に応じて事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

3) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP・事業継続力強化計画等取り組み状況の確認を行う。
- 計画期間終了後の計画の再策定・再申請へ繋げる指導を行う。
- 柳井市商工観光課および危機管理課の担当者と必要都度、打合せを行い、状況確認や改善点等について協議する。

4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- 会報誌やホームページなど管内小規模事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。
- 同業種など関連する企業同士による、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

5) 関係団体等との連携

- 山口県商工会連合会をはじめとした関係団体等へ事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者BCP・事業継続力強化計画等の策定支援を実施する。
- 熊毛南グループ商工会連絡協議会（平生町・上関町・田布施町・大和（光市）および大島の5商工会）および柳井商工会議所との広域連携事業を実施する。
- 全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明等を行う。この取組は「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。
- 被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検討する。
- 災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



①県及び関係市町との連携体制

- 当会、柳井市商工観光課及び危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- 認定主体である山口県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- 神代地区、大畠地区、遠崎地区の3地区に分け、法定経営指導員による巡回指導を行う。策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- 保険加入促進については、「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等の専門家による、個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

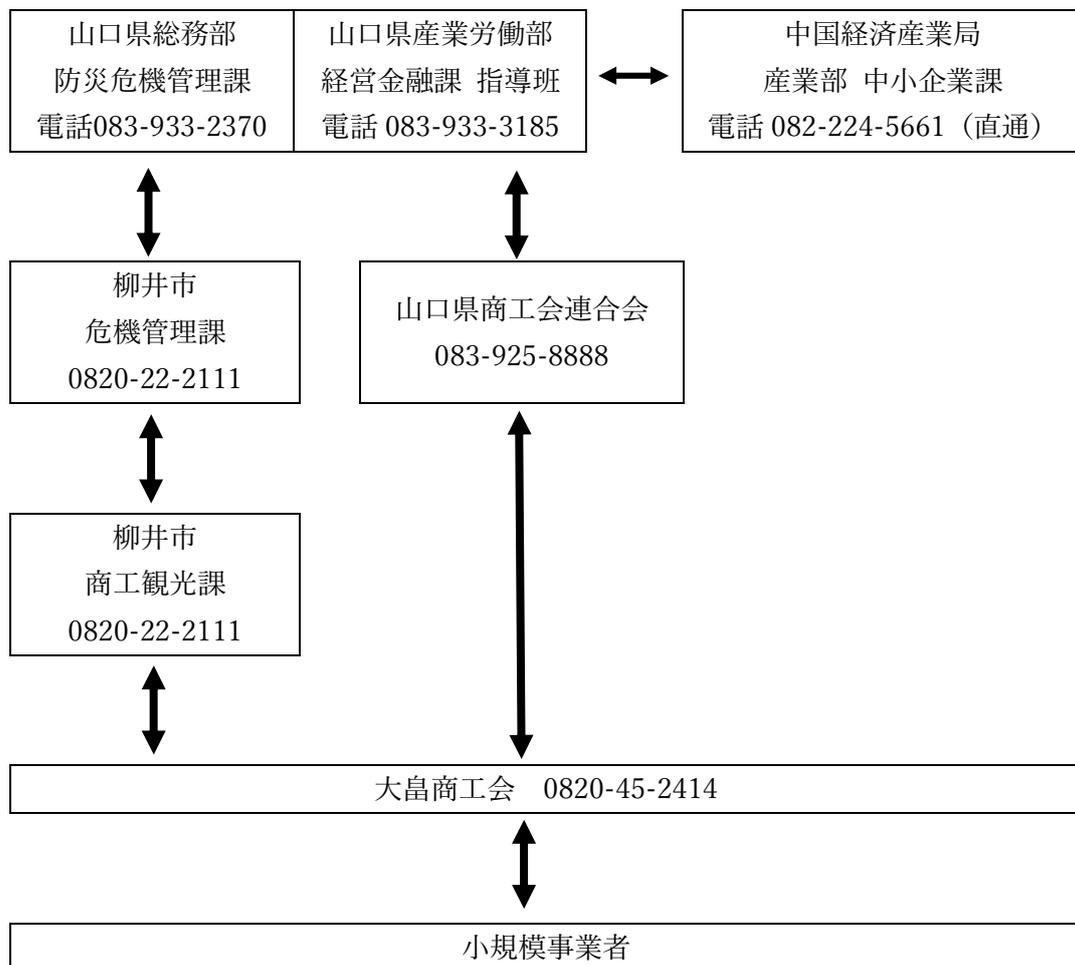
- 法定経営指導員1名、補助員及び職員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- 上記で把握・検証した実施状況を当会と柳井市の連絡協議会(年1回以上の開催を予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

<発災時における命令系統・連絡体制>

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動の可否を決める。
- 当会と柳井市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当市が共有した情報を、メール又はファックスにて当会又は柳井市より山口県へ報告する。
- 感染症流行の場合など、適宜、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と柳井市が共有した情報をメール又はファックスにて当会又は柳井市より山口県へ報告する。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 室田 海斗 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 室田 海斗 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

大島商工会

〒749-0101 山口県柳井市神代 4830 番地

TEL : 0820-45-2414 / FAX : 0820-45-2456

E-mail : oobatakechou@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町

柳井市役所 商工観光課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号

TEL : 0820-22-2111 (内線 361) / FAX : 0820-23-7474

E-mail : shokokanko@city-yanai.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	190	110	190	110	190
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	0	50	0	50
・ パンフレット等作製費	30	0	30	0	30
・ 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、柳井市補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。